



大和町指令第381号

住 所：黒川郡大和町松坂平8丁目3番地の4
氏 名：株式会社 安部工業
代表取締役 安部 竜司

平成27年10月22日付けで申請あった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第7項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

平成27年10月30日

大和町長 浅 野



記

別添、一般廃棄物処理業許可証のとおり

一般廃棄物処理業許可証

住所 黒川郡大和町松坂平8丁目3番地の4

氏名 株式会社 安部工業
代表取締役 安部 竜司

上記のものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項の規定による許可を受けた者であることを証する。

平成27年10月30日

大和町長 浅野



記

許可番号	第64号	
許可年月日	平成27年10月30日	
事務所及び事業場の名称及び所在地	黒川郡大和町松坂平8丁目3番地の4 は〜とふるリンク・あべ	
事業の範囲	事業の種類	一般廃棄物処分業（破砕）
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず、紙くず、廃プラスチック、繊維くず 但し、紙くず、廃プラスチックについては、容器包装を除く
	処理方法	破砕機による破砕
	事業の区域	大和町全域
許可期間	平成27年11月1日から平成29年10月31日	
許可の条件	1. 紙製及びプラスチック製容器包装は、町の処理施設の環境管理センターで資源化を図っているため、許可する廃棄物の種類は、環境管理センターで資源化を図れないものに限る。 2. 事業の用に供する施設は次のとおりとする。 二軸破砕機 1台 廃プラスチック類 34.56 t/日、紙くず 32.4 t/日 木くず 78 t/日、繊維くず 39.36 t/日 一軸破砕機 1台 廃プラスチック類 14.448 t/日、紙くず 12.864 t/日 木くず 14.52 t/日、繊維くず 10.824 t/日	